

通学区域の一部区域における学校選択制度の廃止について

1 制度の概要

大規模状態にある学校（就学指定校）の通学区域に居住する児童の住居が、大規模状態にない他の学校（選択対象校）からおおむね1 km以内にある場合に、選択対象校への就学を認めることにより、学校規模の適正化を図るものです。

2 対象となる小学校

就学指定校	選択対象校
厚木第二小学校	相川小学校
南毛利小学校	緑ヶ丘小学校 毛利台小学校

3 制度利用者の推移

選択対象校		R5	R6	R7	計
相川小学校	対象者数	30人	23人	21人	74人
	利用者数	2人	0人	1人	3人
	利用率	6.6%	0.0%	4.8%	4.1%
緑ヶ丘小学校	対象者数	22人	22人	22人	66人
	利用者数	5人	4人	4人	13人
	利用率	22.7%	18.2%	18.2%	19.7%
毛利台小学校	対象者数	0	2人	2人	4人
	利用者数	0	0人	0人	0人
	利用率	0.0	0.0%	0.0%	0.0%
計	対象者数	52人	47人	45人	144人
	利用者数	7人	4人	5人	16人
	利用率	13.5%	8.5%	11.1%	11.1%

※ 各年度とも、次年度の小学校入学予定者数

4 対象となる就学指定校の状況

(1) 南毛利小学校

児童数・学級数（通常学級）の現況と将来推計（5年分）は、次のとおりです。

現況（令和8年5月1日現在）

学年	在籍児童数		学級数	
	通常	特学	通常	特学
1年	95	5	3	－
2年	130	6	4	－
3年	119	14	4	－
4年	131	12	4	－
5年	140	14	5	－
6年	145	12	5	－
合計	760	63	25	10

推計 <通常学級>

学年	令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		令和13年度	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1年	93	3	80	3	94	3	90	3	69	2
2年	94	3	91	3	78	3	92	3	88	3
3年	128	4	92	3	88	3	75	3	89	3
4年	115	4	126	4	90	3	85	3	72	3
5年	129	4	112	4	125	4	89	3	83	3
6年	140	4	129	4	112	4	125	4	89	3
合計	699	22	630	21	587	20	556	19	490	17

令和8年度は、第5学年及び第6学年が5学級となっていますが、令和9年度以降は、各学年とも4学級以下となる見込みです。

(2) 厚木第二小学校

児童数・学級数（通常学級）の現況と将来推計（5年分）は、次のとおりです。

現況（令和8年5月1日現在）

学年	在籍児童数		学級数	
	通常	特学	通常	特学
1年	120	12	4	－
2年	113	13	4	－
3年	124	9	4	－
4年	122	8	4	－
5年	148	14	5	－
6年	129	8	4	－
合計	756	64	25	10

推計 <通常学級>

学年	令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		令和13年度	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1年	139	4	123	4	133	4	127	4	101	3
2年	123	4	136	4	120	4	130	4	124	4
3年	115	4	118	4	132	4	116	4	126	4
4年	126	4	110	4	112	4	127	4	111	4
5年	124	4	124	4	107	4	108	4	124	4
6年	152	5	124	4	124	4	107	4	108	4
合計	779	25	735	24	728	24	715	24	694	23

令和8年度は、第5学年及び第6学年は5学級となっていますが、令和10年度以降は、各学年とも4学級以下となる見込みです。

5 学校規模について

令和3（2021）年に策定した厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針では、市立小学校の適正規模（1学校当たりの望ましい学級数）の範囲を「12学級～24学級程度（1学年当たり2～4学級程度）」としています。

このことから、南毛利小学校は令和9年度以降、厚木第二小学校は令和10年度以降大規模の状態が解消される見込みです。

6 今後の制度運用の考え方

それぞれの就学指定校の大規模状態は解消される見込みですが、未就学児の就学に合わせて本制度の利用を検討している保護者がいることも想定されるため、それぞれ経過措置の適用期間を設けた上で、本制度を廃止することとします。

- (1) 南毛利小学校 令和10年度末で終了予定（適正化後、1年間経過）
- (2) 厚木第二小学校 令和11年度末で終了予定（適正化後、1年間経過）

なお、南毛利小学校の選択対象校である緑ヶ丘小学校については、特別支援学級の増加により、今後、施設面において、区域外就学者の受入れが困難になることが想定されています。このことは、新校舎完成後においても同様の状況であるため、令和9年度末をもって緑ヶ丘小学校を選択対象校から除外することとします。この場合において、令和9年度までに緑ヶ丘小学校を選択し、就学した児童等には、7(2)に掲げる経過措置を適用することとします。

7 制度廃止に向けた対応

(1) 制度廃止等についてのお知らせ

ア 市ホームページ

イ それぞれの対象地区にお住いの対象保護者に対して制度の案内をする際に、制度の終了等についてお知らせします。

(2) 制度廃止に伴う経過措置

ア 本制度を利用して区域外就学をしている児童は、制度廃止後も在籍校への就学を認めることとします。

イ 本制度を利用して区域外就学をしている児童に弟妹がいる場合には、制度廃止後も兄弟が就学している小学校への就学を認めることとします（兄弟が選択対象校に就学をしている間に弟妹が同校へ転入学する場合に限ります。）。